

国立大学法人鳥取大学 中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>21世紀を迎えて本学は教育、研究、社会貢献、診療等の面で大学が発揮すべき機能を十全に伸展させることを宣言する。</p> <p>本学は、理念として「知と実践の融合」を掲げ、以下の3つを教育研究の目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 社会の中核となりうる教養豊かな人材の養成 2) 地球的・人類的・社会的課題解決への先端的研究 3) 地域社会の産業と文化等への寄与 <p>学部教育：大学は非常に多数の学生を収容することとなり、一方社会は大きな構造変革期にある。その中で第1期の学部教育として以下の点を重視していく。①教養教育の再構築を目指す。②大学教育に課せられる社会的ニーズの変化に対応できるよう、教員の研修への参加機会を増やす。③基礎学力の向上を図るため、カリキュラムの構成、到達度等を明確にし、カリキュラムの内容に関しても精査できるシステムの構築を図る。また、④社会へ参画するステップとしても、インターンシップ制度を活発に活用できる方途を社会と開発していく努力を継続する必要がある。⑤学生、教員相互の授業評価の結果等を活用して、教授方法に関しても改善が図れるよう、教員の教育業績に関し評価するシステムを構築する。</p> <p>これらのことが、十分機能できるよう教育施設・設備の充実を図る。</p> <p>大学院教育：本学の大学院は教育研究の特色を反映すべく、複数の形態を取っており、これらの充実を図る。更に、以下の点も重視する。①大学院大学とは異なる、学部4年と大学院2年を合わせた6年一貫教育コースという道も探していきたい。②研究者養成とともに高度な専門性を有する技術者の養成という面も重視し、社会倫理も含めた高い内容の教育活動も行うシステムとすることを目標とする。</p> <p>研 究：研究は基本的には個人の能力と努力によるところが大きい領域である。しかしまた、いろいろな分野の研究者がチームを組んで成果を上げる機会も増えてきた。そこで、チームをコーディネートする力も必要となってきた。①大学としてはアイデアとコーディネート能力のある研究者の確保が緊要の課題である。②外部資金導入可能なプロジェクトの養成、プロジェ</p>	

クト研究活動の支援等で大学としての研究能力の向上を図る方向を目指す。③21世紀COEプログラムに採択された乾燥地研究センター（全国共同利用施設）を中心とする「乾燥地科学プログラム」は、5年後に世界的水準のレベルに達するよう大学として支援する。④いくつかの21世紀COEプログラム該当プロジェクトが組まれることを支援する体制の構築を目指す。

社会貢献：①地域共同研究センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー及び地域貢献推進室を中心に産官学連携による社会貢献、地域住民との連携による社会貢献を促進する。②生涯教育、ブラッシュアップのための機会提供を拡げる。③出前講義、理科教育への関心を高める各種事業の開催、参画、各種研修の開催を行う。④公開講座の開催を拡大する。

以上の活動の活性化を図るため、ニーズの掘り起こしなど地道な努力を継続させる。

診療：①地域における中核医療機関として位置づける。②最重症患者あるいは遺伝性疾患を含む難治性疾患患者の診療に責任を負えるよう、人材の確保と設備の充実を図る。③地域の住民に信頼され、地域の住民の保健と福祉の増進に指導的役割を発揮しつつける。④診療を通して疾病の本態の解明、診断、治療、予防法の開発に努め、医療の進歩に貢献する。⑤診療支援活動として地域における医療従事者の再教育及び一般社会人に対する医療に関する社会教育の中心的機関として充分応えられる整備を図る。

全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設：設置目的に合った活動を義務づけ、評価を行い、改善について担当の理事又は副学長は勧告を行うなど、学内外の教育研究等の支援が活発に行われる施設となることを目指す。

特に、教育研究、教務事務、大学管理運営事務の情報化、効率化に対応すべく、附属図書館及び総合メディア基盤センターの充実を図る。

大学運営：学長のリーダーシップの下、Plan・Do・Check・Action (PDCA) がうまく機能するシステムを内蔵させ、タイムリーな企画立案、迅速的確な判断が可能となる効率の良い事務運営組織を作り、上記に示した大学の4つの機能がラインとして有効に働くようなスタッフとしての能力を高めることを目指す。そのために、専門性が必要な部署への配属者の能力を高めるための研修の機会を増やす。また、各種インセンティブを付与するシステムの導入も図る。

以上のような大学機能の活性化のために全てに亘って1個人の能力に期待するのではなく、各人の役割を明確にし、大学全体として機能の向上を図る。そのために、多様な人材の確保、

多様な職種の設定，多様な勤務形態がとれるよう弾力的な人事制度の活用を図る。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間

2 教育研究上の基本組織

本学は，この中期目標を達成するため，別表に記載する学部及び研究科を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

- 1) シラバスに達成目標を記載し，科目毎に成果の評価を行うシステムを導入し，取得単位，グレード・ポイント・アベレージ (GPA)，進級状況，資格取得，卒業などのデータを蓄積し，成果の評価を行い，教育の改善に資する。
- 2) 学生の授業評価，進学や卒業後の進路などから教育成果を評価し教育の改善に資する。

(2) 教育内容等に関する目標

1) 学士課程入試の目標

- ①多様な選抜方法の導入を図る。(一般，推薦，アドミッション・オフィス (A0) 入試等)
- ②受験生の能力・適性の多面的評価を行う。(A0入試)
- ③受験教科・科目の適正な設定を行う。
- ④編入学の活用を図る。

2) 教育方法等の目標

- ①設定した教育目標に即して教育課程を編成し，体系的な授業内容を提供する。
- ②講義，演習，実験及び実習を適切にカリキュラムに取り

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) グレード・ポイント・アベレージ (GPA) 制度を導入し具体的な基準等を学生に「履修の手引き」等で公表する。
- 2) 出席評価，試験問題の標準解答 (可能な限り) の公表等の評価基準を明示し，さらに評価データを公表するシステムを構築する。
- 3) 学部，大学それぞれで成績優秀者，顕著な活動を行った者を顕彰する現行の制度を継承する。

○卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- 1) 各学部において修得した専門的知識を生かして社会貢献できるよう，適切な就職・進路指導，各種国家試験受験指導等に一層の努力をする。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 1) 教育の成果・効果を検証するための方法等を検討する機能を大学教育総合センターに付して検討・実施を行う。
- 2) 卒業後の進路の分析を通して，成果の目標の妥当性をチェックし改善できる体制を作る。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 1) 「知」のみならず，強い「実践的マインド」を有する学生の受け入れ方策を適切に講ずる。
- 2) アドミッションセンターは，各学部から提示されたアドミッション・ポリシーに応じた，学生をリクルートすることに努める。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1) モチベーションの醸成を促す教育の取り組みを具体化する。
- 2) 将来，職として専門性を生かせる教育課程の編成という狭義な視点及びより成熟した社会を目指すために必要であるという教育課程の編成等多様な視点での教育課程編成が可能となる

入れる。

- ③学術知識を実践に結びつけて活用できる機会を提供する。
- ④学習指導等の改善については、個人のみならず、組織的にも行うことを検討する。
- ⑤基礎学力の向上を図る。
- ⑥技術者教育については、日本技術者教育認定機構（JABEE）からの認定を受ける。

3) 大学院課程の目標

- ①専門性を付与する。
- ②社会との接点の開発を行う。
- ③国際性を付与する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

- 1) 教員採用に当たっては、大学において定めた「教員選考に関する基本方針」の遵守を義務づけるとともに、組織の弾力的編成を図る。
- 2) 教育支援スタッフの活用に関しては、人事委員会で検討し、教育支援体制の充実を図る。
- 3) 本学における現行の施設有効活用に関する規定等を継承し、施設の有効活用を図る。
- 4) わかりやすい講義を行うための創意工夫に取り組む意欲を喚起する仕組みを構築し、実行する。

体制をとる。

- 3) 倫理教育、安全教育、環境問題に関する教育を充実し、責任意識の高い技術者・研究者の養成を図る。
- 4) 技術系学科では、日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定の取得を拡大して、国際的に通用する技術者の養成を図る。
- 5) 技術経営（マネージメント・オブ・テクノロジー＝MOT）教育を導入し、高度技術者の養成を図る。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1) 大学教育総合センターの教育研究開発部の機能を充実させて、教材の有効利用及び教科毎の指導法の研究開発を行う。
- 2) 上記開発を踏まえた実践が行われるよう指導し、チェックする機関を教育研究評議会に置く。
- 3) 情報通信技術（IT）を活用した講義の拡充を図るためにソフトとハードの両面の整備・活用を図る。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1) 成績評価基準をシラバスに明示し、評価基準の妥当性に関し外部評価を受ける。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な職員の配置等に関する具体的方策

- 1) 大学として職員の適切な配置を決めうる体制を構築する。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- 1) 講義室・演習室の電子管理を行う。
- 2) 図書資料のオンライン目録の整備充実を図る。
- 3) 電子ジャーナルの充実を図る。
- 4) 教育関連の電子掲示板の整備を行う。
- 5) 学生にパソコンを必携とし、教育研究へのパソコン活用を図る。また、そのための教室、図書館等の設備充実を図る。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- 1) 教員の教育業績評価システムを確立する。それを受けて処遇の方法を定める。
- 2) 学生、教員相互の授業評価などを踏まえ、評価の有効性などを検討する教員を大学教育総合センターへ配置する。
- 3) 評価結果を踏まえて、学部長は研修必要者にファカルティ・ディベロップメント（FD）研修会への積極的な出席を促す。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- 1) 大学教育総合センターの教育研究開発部の機能を充実させて、教材の有効利用及び教科毎の指導法の研究開発を行うとともに、教育支援委員会において全学的な改善が図れるようなシステムを構築する。

- 2) メディア教育にかかるものについては、情報委員会、総合メディア基盤センター、大学教育総合センター及び附属図書館で連携をとりながら進めていく。
- 3) ファカルティ・ディベロップメント (FD) の目標を達成するために教授方法改善専門委員会の責任として、次の3項目を実施する。
 - ①FDの研修会等を実施する。
 - ②教育改善の取り組みの成果の評価方法とそれをフィードバックするシステムの整備を行う。
 - ③学生による授業評価の効果的な利用のための方策の検討と推進を行う。

○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

- 1) スペース・コラボレーション・システム (SCS) を利用した教育に積極的に参加する。
- 2) 他学部開設講義の受講を推進する。
- 3) 国内外の乾燥地科学を志すポストドクター、大学院生、研究生等を積極的に受け入れ、海外基地などにおける教育を通じて、世界に通用する人材育成を行うために全国共同利用施設の乾燥地研究センターを活用する。
- 4) 情報通信技術・情報メディアに関連した教育、高速ネットワークを用いた米子キャンパスとの学内共同教育の充実を図るため総合メディア基盤センターを活用する。
- 5) 各分野の専門性を生かし、各学部・大学院と連携して学部・大学院教育及び研究者教育の支援を行う。また、「組換えDNA実験指針」、「動物愛護法」、「実験動物の飼養及び管理に関する基準」、「放射線安全管理」及び「特殊機器の利用」を基本とした知識・技術の理解と普及を図るため生命機能研究支援センターを活用する。
- 6) 大学教育の改善のための核として教育目的・目標に即した教育課程の見直しを行い、授業評価等を生かした授業実施体制を組み、それとともにFD活動及び自己点検・評価を積極的に推進するために大学教育総合センターを活用する。

○学部・研究科等の教育実施体制に関する特記事項

- 1) 連合農学研究科は、鳥取大学を設置大学とし、島根大学、山口大学を参加大学として連合することによって、一大学では成し得ない高い専門性と国際性を有し、かつ地域社会に貢献できる高度な農学教育を実施する。

(4) 学生への支援に関する目標

- 1) 学習に関する環境や相談体制を整え、学習支援を効果的に行う。
- 2) 福利厚生・経済支援・学生相談・就職指導の充実を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- 1) 学生の理解度に対応した学習支援体制を充実する。(例えばティーチング・アシスタント (TA) 制度の活用やオフィスアワーなど)
- 2) 入学時における大学への適応支援を行う。
全学共通科目の大学入門ゼミを通じて入学時における大学教育への適応支援を行う。
- 3) 鳥取県教育委員会との協定に基づき高校教員との連携により、教養基礎科目の充実を図る。
- 4) 学生に対する相談、助言体制を充実する。(例えば学級教員・チューター制など)
- 5) 学生のニーズに応える体制の充実を図る。
- 6) 学生が行う情報の検索、収集、整理、測定、分析、とりまとめ、提示などを支援する組織・システム・施設・機器等の充実を図る。
- 7) 課外活動の支援を行う。

- 8) 学習支援に寄与する組織（附属図書館、国際交流センター、大学教育総合センター、総合メディア基盤センター、生命機能研究支援センターなど）の連携と充実を図る。
- 9) 学生相談内容の多様化に対応して、心身ともに健康な学生生活を個別に支援するために、学生相談室の充実と専任カウンセラーの確保に努める。

○生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- 1) 相談員を始めとする職員の資質の向上を図る。
- 2) 「なんでも相談」の窓口業務の明確化と学内外機関との協力・支援体制の強化を図る。
- 3) 不登校及び成績（修学）不振者への呼びかけ、相談及び支援の実施を行う。
- 4) 相談及び生活情報収集が可能なスペースの確保・充実に努める。
- 5) ピアサポーター（学生相談員）の育成を図る。
- 6) キャリア教育及び資格取得コースの開設を行う。
- 7) 情報収集能力の強化を図る。
- 8) 就職相談体制及びガイダンスの充実を図る。
- 9) 上記実現のためのスタッフの充実を図る。
- 10) セクシュアル・ハラスメントの防止に努める。

○経済的支援に関する具体的方策

- 1) 各種奨学金制度及び授業料免除制度の充実に努める。
- 2) 下宿生活学生への各種情報提供等による生活支援サービスを図る。
- 3) ティーチング・アシスタント（TA）制度、リサーチ・アシスタント（RA）制度を活用した学生の経済的自立の支援に努める。

○社会人・留学生等に対する配慮

- 1) 留学生に関しては、生活・学習等に対する充実した情報提供を随時行うとともに、各部署と国際交流センター及び保健管理センターが連携してきめ細かな支援を行う。
- 2) 鳥取県留学生推進協議会等による留学生支援システムの活用を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 1) 基礎研究や特化した実践的、先端的研究においては世界的な水準を目指す。
- 2) 地域の生活、文化、教育、産業、健康・福祉に寄与する高い水準の研究を目指す。
- 3) 成果を社会へ還元するシステムの構築を図り、積極的に活用する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性

- 1) 異分野教員の研究を融合させる研究プロジェクトを活発化させる。
- 2) 本学の特性を生かした先端的研究の促進を図る。
- 3) 地域の社会的ニーズに即した研究の促進及び普及に努める。

○大学として重点的に取り組む領域

- 1) 21世紀COEプログラム該当プロジェクト（乾燥地科学プログラム等）
- 2) 機能再生医学の研究推進と実践化
- 3) 次世代マルチメディア基盤技術開発
- 4) 未利用資源有効利用の基盤技術開発
- 5) サステイナブルな地域再構築のための政策的研究

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- 1) 研究の実施体制は、研究の重要性、緊急性、外部資金導入実績等に応じ弾力的に運営できる体制とする。
- 2) 環境の整備に関しては、共同利用スペースの確保、設備の充実など必要な整備を行うものとする。

6) 自然エネルギー活用の基盤技術開発

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- 1) 研究成果の概要を広く公表する。
- 2) 知的財産権取得を通じ研究成果の普及を図る。
- 3) 社会との連携の場を通じて、研究成果の還元に努める。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- 1) 以下のような項目等を参考にしながら、具体的、客観的に評価する。
 - ①学会誌掲載論文数及びインパクト・ファクター等
 - ②学会賞受賞
 - ③国内外招待講演
 - ④知的財産権取得の有無
 - ⑤知的財産権使用による収益
 - ⑥地域貢献度の評価

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 1) 研究担当の理事のもと、異分野教員の研究を融合させる研究プロジェクトを立ち上げる。
この場合において、プロジェクトの名称を付し、対外的に使用することを認める。
- 2) 研究に重点を置いた教員の配置が可能となる体制をとる。
- 3) 特定プロジェクトにおいては、ポストドクター、RAや研究支援スタッフの活用を可能とする体制を作る。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策

- 1) 研究においては、学内的にも競争的資金の運用を図る。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 1) 大型設備等は、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設を通しての要求及び設置を原則とし、広く有効活用を図る。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- 1) 知的財産本部（仮称）の設置を目指し一括管理を行う。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- 1) 顕彰制度を設ける。
- 2) 機関帰属特許などの発明者・研究室への正当な還元のためのルールを制定し、実施する。

○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- 1) 学内共同研究に関しては、鳥取大学共同研究推進機構の15研究領域で積極的な取り組みを行うと共に、共同研究、受託研究、異分野間の共同研究を積極的に推進することを大学として

支援する。

- 2) 全国共同研究に関しては、乾燥地科学プログラム（21世紀COEプログラム）、中国内陸部の砂漠化防止と開発利用に関する基礎的研究（日本学術振興会拠点大学交流事業）、乾燥地農業の生態系に及ぼす地球温暖化の影響に関する研究（総合地球環境学研究所との共同研究）を中心としたより効率的な研究体制の構築を図り、国際共同研究の推進や海外研究教育基地の設置を通じて、乾燥地科学分野の研究を推進するため乾燥地研究センター（全国共同利用施設）を活用する。
- 3) 情報通信技術・情報メディアに関連した研究に対する基盤整備を行うため総合メディア基盤センターを積極的に活用する。
- 4) ライフサイエンス、環境科学、ナノテクノロジー・材料など高度化・学際化した先端的研究を統括して、共同研究を積極的に推進するため生命機能研究支援センターを活用する。

○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- 1) 工学部では、地震予知のための新たな観測研究計画（第2次）に基づき、地震発生にいたる地殻活動解析のための観測研究を他大学・研究機関と連携して行う。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

- 1) 教育研究を通して地域社会との連携・協力を推進するための目標
 - ①地域共同研究センターを核として産官学連携の拡大に努め、共同研究、受託研究の増大を図る。
 - ②地域貢献推進室を窓口にして地域社会のニーズをくみ上げ地方自治体との連携・協力関係を強化する。
 - ③社会貢献委員会を窓口にして地域における社会貢献を推進する。
 - ④ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを核として、大学発ベンチャーの創出を図る。
- 2) 教育研究を通して国際交流・協力を推進するための目標
 - ①学術交流協定締結校と語学教育、異文化教育を行う教員の相互交換を行い、相互の学生の教育を行う。
 - ②学術交流協定締結校と共同研究、シンポジウム等を企画し実施する。
 - ③学生の相互交流を促進する。
 - ④これらを実施するための資金の確保に努める。
 - ⑤国際協力を積極的に参加する。
 - ⑥国際協力を積極的に参加する教員の評価を的確に行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 1) 地域貢献推進室を窓口とし、年度毎にPlan・Do・Check・Action（PDCA）管理を行う。
- 2) 社会貢献委員会は地域住民のニーズに応えた、公開講座、各種研修会への講師派遣、理科ばなれ、ものづくり対策への協力等幅広い活動を企画、支援する。
- 3) 鳥取県との教育職員の相互派遣に関する協定を継続して、全学共通科目の一部の授業を高校教諭が担当するとともに、高等学校の体験学習等の授業を大学教員が行うことにより高等学校との連携の推進を図る。
- 4) 全学共通科目の高年次実践科目に地元自治体首長、地元企業の社長等を講師に迎え多角的な教育を行う。
- 5) インターンシップについては、鳥取県、鳥取市及び米子市と締結している協定を継続する。また、日経連インターンシップ等を通じて学生の派遣先を確保する。

○産官学連携の推進に関する具体的方策

- 1) 地域共同研究センターを窓口に関係諸団体との連携を強め、実質的な活動を行う。
- 2) コーディネーター機能の充実を図り、共同研究、受託研究の件数の増加を図る。
- 3) 地域共同研究センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを窓口として、産業界からのニーズの受信、技術化可能情報の発信を行う。
- 4) 共同研究推進機構を活用し、広範な研究領域に係わる問題解決に当たる。
- 5) 鳥取大学振興協会及びとっとり乾地研倶楽部等と協力して、定期的に講演会、交流会を開催する。
- 6) 研究領域の教員と関連自治体、企業との関係者と意見交換を行う。
- 7) 県の産官学連携推進室と十分な連携を持つ。
- 8) 地域の需要等に応じ、公開セミナー、高度技術研修等を開催する。

(2) 附属病院に関する目標

- 1) 患者中心医療の充実を図る。
- 2) 病院長のリーダーシップ及び支援体制を強化し、高い視野から機動的な病院の管理運営を遂行できる体制を整備する。
- 3) 卒前・卒後の医師及びコメディカル（医療従事者）の教育の充実を図る。
- 4) トランスレーショナル・リサーチ（基礎研究の臨床応用）を展開するとともに高度先進医療の研究開発を推進する。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- 1) 大学コンソーシアム山陰の組織の活動を活性化する。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- 1) 学術交流協定締結校から語学教員を受け入れ、語学教育の充実を図る。
- 2) 学術交流協定締結校への語学研修を大学として企画し、学生の参画を促すとともに大学コンソーシアム山陰においても各大学の企画する語学研修に構成大学の学生が参加できる措置をとる。
- 3) 学部学生の短期留学の支援を行う。
- 4) 乾燥地研究センターや農学部にあつては、乾燥地域に拠点（海外研究教育基地）を形成し職員の派遣、大学院生の海外研修・実習を必修とする体制を整える。
- 5) 現在、実施している発展途上国を対象としたプロジェクトを継続的に実施するとともに、新たなプロジェクトの開発を目指す。
- 6) 学術交流協定締結校との研究連携を促進するため、シンポジウム開催等への資金援助枠を明示する。
- 7) 外国の研究者や教員の招聘が容易となる基盤を整備する。
- 8) 21世紀COEプログラムに係わる領域では、外国人研究者の招聘を計画に従って行う。
- 9) 職員や大学院生の海外派遣は、資金の許される範囲で引き続き行う。
- 10) 学術交流協定締結校との連携は、これまで以上に一層の活性化を図る。
- 11) 知的支援による国際交流についても積極的に推進する方向で努力する。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- 1) 日本学術振興会拠点大学方式学術交流事業として、乾燥地研究センターと中国科学院水利部水土保持研究所を拠点大学とする共同研究をより一層押し進める。
- 2) 独立行政法人国際協力機構・集団研修コースとして、乾燥地、半乾燥地に属する発展途上国の灌漑用水資源開発に携わる研究者・技術者を対象に基礎知識と応用技術の研修を積極的に行う。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- 1) 患者のプライバシー保護、アメニティ充実の推進を図る。
- 2) 病院長のリーダーシップを支援する部門の充実を図るとともに、病院業務に特化した事務組織を設置し、経営の効率化を推進する。
- 3) 地域医療の核となる救命救急センターの設置・充実を図る。
- 4) 病診・病病連携の推進、完全予約制の推進を図る。
- 5) 医療品質向上の推進を図る。

○良質な医療人養成の具体的方策

- 1) 卒前の臨床教育、卒後初期臨床研修並びに専門医研修に連続性を持たせ、臨床教育・実習の充実を図る。

<p>(3) 附属学校に関する目標</p> <p>1) 附属4学校園は、それぞれの設置目的に沿って、児童、生徒、幼児の教育（保育）を行うと共に大学・学部と連携しながら、教育の理論及び実践に関する研究並びに実証を行い、併せて学生の教育実習等の臨床現場となる。また、地域・附属学校園相互の連携を深めて、地域教育の向上及び教員の資質向上を図る。</p>	<p>2) コメディカルの実務実習を積極的に受け入れるとともに受入体制を一層整備する。</p> <p>3) 患者中心の総合的な実践研修システムの構築を図る。</p> <p>○研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策</p> <p>1) 先端医療技術開発への学内外の基礎医学者や他学系研究者の参加を推進する。</p> <p>2) 学内組織との連携により、トランスレーショナル・リサーチの推進を図る。</p> <p>○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策</p> <p>1) 臓器・機能別診療体制を充実させ、関連病院と機能的に連動する診療体制を確立する。</p> <p>2) 関連病院群との間で診療機能の分担を図り、高度先端医療を大学指導型で推進し、教育、診療、マンパワーの効率化を図る。</p> <p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策</p> <p>1) 大学・学部との交流を密にし、大学教員と附属教員が共同でプロジェクトを企画し、教育に関する研究を推進する。</p> <p>2) 各学部学生の教育実習の受け入れと、教育実習カリキュラムの充実を図る。</p> <p>○学校運営の改善に関する具体的方策</p> <p>1) 各種委員会の充実を図り、教育・研究の企画、立案の向上に努める。</p> <p>2) 少子化、公立学校等との関連を考慮して、附属学校園の在り方（適正規模等）について検討する。</p> <p>○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策</p> <p>1) 各附属学校の入試委員会及び専門委員会の充実を図り、適切な入学試験を行う。</p> <p>○公立学校との人事交流に対応した体系的な職員研修に関する具体的方策</p> <p>1) 公立学校（県教育委員会）との人事交流を行い活性化を図る。</p> <p>2) 研究会、研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図る。</p> <p>○地域貢献に関する具体的方策</p> <p>1) 公立学校等への研究成果の公開、情報提供を積極的に行う。</p> <p>2) 県教育センター研修者への臨床的研究の場の提供を行う。</p> <p>○各附属学校園相互の連携を深める具体的方策</p> <p>1) 幼、小、中一貫したカリキュラムの開発を行う。</p> <p>2) 異年次交流（各学校園交流）の推進を図る。</p>
<p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>1) 学長の強いリーダーシップと経営手腕の下、学内コンセ</p>	<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策</p>

ンサスを踏まえて、効率的・機動的な大学運営を可能とするとともに教員が教育・研究に専念できるように運営体制を整備する。

- 2) 学内資源配分では教育環境の整備に特に配慮する。
- 3) 組織、資金の弾力的活用を図る体制を作る。

- 1) 学長、理事、副学長及び事務の代表者で組織する企画調整会議を設け、全学的観点から経営戦略を立て、健全な経営を図る。
- 2) 学長管理定員を確保し、組織の弾力的活用を図る。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- 1) 人材活用、財政運営、組織再編などを全学的視点で行う。
- 2) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会の権限と責任を明確にした上で、密接な連携を図る。
- 3) 部局長会議を設置し、学内の意見の集約を行うとともに、学長の運営方針を各部局構成員に周知する。
- 4) 学内委員会を整理統合し、審議内容、構成員等の見直しを行う。

○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- 1) 副学部長等の補佐役を設け、学部長等の補佐体制を充実し、学部長等を中心としたダイナミックな学部等運営体制を確立する。
- 2) 教授会の審議事項を精選するとともに、一般的な事項については、代議員制の導入により教授会の審議を経ず執行を行うことも考え、機動的・戦略的な学部等運営を行う。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- 1) 学内委員へ事務職員等を積極的に登用し、教員・事務職員等が協力して大学運営の企画立案に参画する。
- 2) 役員、学部長等を、より密接、効果的に支える事務組織の在り方を検討し、事務組織の再編、人員の配置についての見直しを行う。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- 1) 新たな算定ルールに基づき配分するが、大学の戦略的経費はあらかじめ配分基本方針に入れ、重点的に配分する。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- 1) 経営協議会等に外部有識者を登用し、大学運営に社会の意見を積極的に反映させるシステムを構築する。
- 2) 労務、情報など高い専門性を担当する部署を新たに設置する。
- 3) 専門知識・技術を有する者を積極的に採用したり、あるいは専門的な研修を受けさせるなどの明確な人事方針を確立する。

○内部監査機能の充実にに関する具体的方策

- 1) 学長直属の内部監査室を設置し、会計、安全、業務等の内部監査を徹底する。

○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- 1) 積極的に協力する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1) 教育研究の伸展や社会的要請に応じ、適切な評価に基づき、教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進める。

○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

1) 本学における教育研究組織の設置改廃については、学部長等は学長へ、又は学長自ら提案し、教育研究評議会で審議し役員会で決定する。

○教育研究組織の見直しの方向性

- 1) 教育サービスに関する機能の拡充を図る。
- 2) 社会的ニーズの変動に伴う組織の見直しを行う。
- 3) 組織の改編計画は、以下のとおりである。
 - ①地域学の教育研究の充実を図る。
 - i) 地域学部の充実を図る。
 - ii) 大学院教育学研究科を見直し、再編の検討を行う。
 - ②医学・医療・生命科学・保健学の教育研究の充実を図る。
 - i) 大学院医学系研究科の充実・発展を図る。
 - ii) 医工連携を継続するとともに医農連携を検討する。
 - iii) 医学部附属施設の研究部門を見直し、再編の検討を行う。
 - ③工学の教育研究の充実を図る。
 - i) 工学部及び大学院工学研究科を見直し、再編の検討を行う。
 - ii) ものづくりを重視した教育の充実を図る。
 - ④農学・獣医学の教育研究の充実を図る。
 - i) 農学部獣医学科及び生物資源環境学科を見直し、再編の検討を行う。
 - ii) 農学部附属施設の統合を検討する。
 - iii) 大学院農学研究科を見直し、再編の検討を行う。
 - ⑤全国共同利用施設及びその他の教育研究施設は、教育研究の進展の動向や社会のニーズ等を見ながら充実を図る。
 - i) 乾燥地研究センターの整備拡充を図る。
 - ii) 教育地域科学部附属教育実践総合センターを大学附属の生涯教育総合センターに転換する。
 - iii) 教育地域科学部附属の小学校、中学校、養護学校、幼稚園を大学附属に転換し、教育の充実を図る。
 - iv) 大学の情報化関係施設の統合を図る。
 - v) 知的財産本部（仮称）の設置の検討を行う。
 - vi) 大学教育総合センターの充実を図る。

学科・専攻等の設置に伴い、変更等となる学位の種類及び分野

事 項	現 行	変 更 後
変 更	教育地域科学部 学士（教育学） "（教養学） "（地域政策学） "（地域科学）	地域学部 学士（地域学）
新 規		医学系研究科

3 人事の適正化に関する目標

- 1) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う。
- 2) 定員並びに弾力的な人員配置については、人事委員会で原案を作成し、経営協議会・教育研究評議会において検討の上、役員会で決定する。
- 3) 職員の専門性の向上を図るため、研修を充実する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

- 1) 事務の効率化、合理化を進めるため、業務に応じた職種を新設するとともに、業務組織の再編を行う。
- 2) 外部委託等を積極的に活用する。

3 職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- 1) それぞれの職種においてインセンティブ付与を基本とする人事評価システムを構築し、職員の能力開発及び適正な配置に活用する。

○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- 1) 専門性の高い職種については、独自に採用する方法を明文化する。
- 2) 大学の方針に基づき兼職・兼業の弾力的な運用を行う。
- 3) 多様な勤務形態を導入する。

○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- 1) 「鳥取大学における教員の任期に関する規則」及び「鳥取大学教員選考に関する基本方針」の積極的な運用を行う。

○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- 1) 国際化、国際貢献、男女平等の見地から外国人・女性教員の積極的な登用を行う。

○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- 1) 職員の専門性の向上を図るため、生涯教育総合センターを窓口として、スタッフ・ディベロップメント（SD）の強化及び学外研修への派遣を促進する。
- 2) 職員の能力の向上及び組織の活性化等のため、他大学等との人事交流を推進する。

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- 1) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、職員配置の適正化等により、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- 2) 業務内容の洗い出しを行い、合理化計画を立て、人件費に関して適切な対応をする。

○職員の倫理保持、ハラスメントの防止の方策

- 1) 就業規則に規定するとともに、倫理規程、「鳥取大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」を活用し、倫理保持及びハラスメントの防止に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- 1) 事務組織の編成、人員配置について適正かどうかを常に見直す。
- 2) 全学の情報システムを統括し、全学的見地から情報システムを企画立案・運用する機能を持った部門を設置する。

○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- 1) 業務のスピード化、効率化、効果的な人員配置の観点から検討を行い、アウトソーシングの

<p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>1) 各種研究助成金の獲得を図る。 2) 共同研究, 受託研究の獲得を図る。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>1) 管理業務を減らすとともに, 効率的な施設運営を行うこと等により, 固定的経費の節減を図る。 2) III-3「人事の適正化に関する目標」に記載したとおり, 人件費削減の取り組みを行う。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>1) 資産の運用管理の改善を図る。</p> <p>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>1) 全学的項目に係わる自己点検は, 原則として毎年項目を定め評価委員会が行う。 2) 分野別の教育研究に係わる自己点検評価は, 期間中に少</p>	<p>導入を促進する。</p> <p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>○科学研究費補助金, 受託研究, 奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策</p> <p>1) 科学研究費補助金の申請率を高める。 2) 科学研究費補助金, 共同研究, 受託研究, 奨学寄附金等の情報収集体制を確立し, 外部資金獲得の増加を図る。 3) 各種研究助成金の公募情報収集体制を整備し, 積極的に申請させ, 外部資金獲得の増加を図る。 4) 企業等のニーズと大学の有するシーズのコーディネート活動を活発化させ, 共同研究, 受託研究の増加を図る。 5) 外部資金の受け入れについては, 適切な間接経費を賦課する。</p> <p>○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p> <p>1) 収益性が考えられる各種業務について, 事業化の可能性を検討し, 可能なものについては速やかに実施し, 収入の増加を図る。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>○管理的経費の抑制に関する具体的方策</p> <p>1) 業務の外部委託, 調達方法の見直し, 事務の効率化, 光熱水量の節減等により, 管理的経費の縮減に努める。 2) II-3「中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策」に記載したとおり, 人件費の削減を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策</p> <p>1) 土地: 利用状況の再点検を行い, 全学的視点に立った効果的・効率的な運用・管理に努める。 2) 施設: Vその他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置の項に詳述 3) 設備: 学内に分散している各種計測・分析機器のうち, 可能なものから集中管理を図るとともに, 新規に導入する大型設備は, 学内共同教育研究施設に設置する等, 効率的な運用に努める。</p> <p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>○自己点検・評価の改善に関する具体的方策</p> <p>1) 大学には, 副学長を責任者とする評価委員会を置き, 部局等には部局評価委員会を置く。</p> <p>○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

なくとも1回は行い、そのうち1回は外部評価を受けるものとする。ただし、この外部評価は独立行政法人大学評価・学位授与機構、国立大学法人評価委員会が行う評価は含まない。

- 3) 年毎の部局毎の自己評価資料を大学で集中管理するシステムの構築を図る。

2 情報公開等の推進に関する目標

- 1) 情報の受発信を行う専門的な部署を設ける。
- 2) 役員会及び経営協議会の外部委員は、外部発信の窓口的な役割を有する者として位置づける。
- 3) 同窓会に対しては、特に大学からの発信を密にする。
- 4) 環境問題への取組みも積極的に発信し、社会に対する環境維持への関心の向上に資する。

- 1) 評価結果に基づき、部局にあつてはその長、法人にあつては学長はその改善に努める。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- 1) 学内情報が全て集積され、各種のデータベース化を行い、学内外へ必要な情報発信を行う部署を作る。
- 2) ホームページ及び広報誌等の見直しを随時行い、学内外への大学情報の発信をより一層活性化させる。
- 3) 大学運営の透明性を保つため、法令等に基づく情報公開及び情報開示について対応を行う。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- 1) 施設設備に関する長期的な構想を策定し、計画的な施設整備・管理を行う。
- 2) 豊かなキャンパスづくりの推進を図る。
- 3) 施設整備・管理に当たっては環境保全と省エネルギーに十分配慮する。
- 4) 制定した規則に基づき、施設等の点検を実施し有効利用を促進する。
- 5) 全学共用スペースの確保とその有効利用を促進する。
- 6) 新增築に際しては、全スペースの20%を全学共用スペースとし、また改修についても全学共用スペースを設けることとし、これらの共用スペースは、ルールに基づき有効利用する。また、適宜利用状況を点検し、不適当な利用の場合は退去勧告し、利用の再検討を行う。

2 安全管理に関する目標

- 1) 専門の部署を設け、安全、安心を最重要課題と位置づけ、施設整備及び大学運営の中に反映出来るシステムを構築する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 1) 早期に本学の施設設備の長期計画を作成する。
- 2) 2年毎に全学的な施設整備及び有効利用状況に関する点検調査を実施し、報告書を作成するとともに学長は必要な勧告を行う。
- 3) 早期に全学の共用スペースの確保計画を作成する。
- 4) 耐震性の確保、老朽施設の改善を図るための改修計画を順次進める。
- 5) 学内の交通計画の見直しを実施し、道路改修・歩道・駐車場の整備計画及び入構規制の具体的計画を策定する。
- 6) 点字ブロック・点字標識・障害者用エレベーター・障害者用トイレの整備に努める。また、学内サイン計画を策定し年次的に整備していく。
- 7) 早期にゴミの分別収集を徹底し、次年度の減量化目標を策定して実施するサイクルを定着させる。
- 8) 環境美化に対する組織を整備し、啓発活動に努めるとともに、学生を含めたキャンパス・グリーン活動を年3回行う。
- 9) 早期に毒劇物関係法令、化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）、環境汚染防止関係法の担当部署を一元化する。それらに関する現状把握、現状分析、管理法、減量化等の対策案を作成する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- 1) 労働安全衛生法により定められた実施要綱、実施手順により見直しを行い、定期点検を含む必要な業務を行う専門的な部署を設ける。
- 2) 施設設備についても安全点検及び報告義務を課する。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策

- 1) 学生等の教育研究中の安全確保についても関連実験毎に安全指針及び手順の作成を行い、必要な事項は見やすい所への掲示を義務づける。
- 2) IT関連の安全管理についてもソフト面（教育）を含め万全を期す。
- 3) 附属学校園の児童，生徒，幼児が安全，安心な生活を送ることができるように安全の確保に努める。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額： 34億円

想定される理由：運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1) 附属病院施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。
- 2) 農学部附属フィールドサイエンスセンターの土地の一部（岡山県真庭市蒜山上徳山字川上、434.79㎡）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・（医病）基幹・環境整備	総 額	施設整備費補助金（ 346）
・小規模改修	669	船舶建造費補助金（ 0）
・高度医療大型設備		長期借入金（ 323）
・災害復旧工事		国立大学財務・経営センター施設費交付金（ 0）

（注1）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変

動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

- 1) 教員人事の流動性・多様化を高めるため、任期制と公募制を更に進める。
 - 2) 教員総数に占める外国人教員及び女性教員の比率を上げる。
 - 3) 各学部所属教員の高度な専門性を活かした教育・研究について、相互に連携・協力を積極的に進める。
 - 4) 定年退職した職員及び産業・経済界から優れた人材を積極的に活用する。
 - 5) 事務職員の専門性等の向上のため、新たに経営企画、労務管理、知的財産、産学連携業務等に関する研修の実施及び他大学、民間等との人事交流を積極的に行う。
 - 6) 技術職員の専門性の高い技術を全学的に有効活用するため組織を見直し、集約化を図る。
また、地元大学として産業界へ貢献の観点から派遣について検討する。
 - 7) 事務処理規程を見直し、手続きの簡素化を図り、併せて電子決裁システムを導入する。
 - 8) 給与事務簡素化のため、給与規程等の見直しを行うとともに、管理職手当、超過勤務手当、大学院手当等の諸手当を見直し、経費の削減を図る。
- (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 90,009百万円(退職手当は除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業) 該当なし。

(長期借入金)

(単位:百万円)

財源	年度						中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	H16	H17	H18	H19	H20	H21			
長期借入金償還金	1,560	1,560	1,571	1,575	1,579	1,584	9,429	12,130	21,559

(リース資産) 該当なし。

4 災害復旧に関する計画

平成16年10月に発生した台風23号等により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

中期目標		中期計画	
別表（学部，研究科等）		別表（収容定員）	
学 部	地域学部 医学部 工学部 農学部	平成 16 年度	地域学部 670人 (うち教員養成に係る分野 210人)
研 究 科	地域学研究科 医学系研究科 工学研究科 農学研究科 連合農学研究科（鳥取大学，島根大学， 山口大学で構成する連合大学院） 山口大学大学院連合獣医学研究科の参加校		医学部 1,140人 (うち医師養成に係る分野 470人)
			工学部 1,800人 農学部 1,010人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)
附 置 研 究 所		平成 17 年度	教育学研究科 84人 (うち修士課程 84人)
			医学系研究科 314人 (うち修士課程 62人 博士課程 252人)
			工学研究科 370人 (うち修士課程 306人 博士課程 64人)
			農学研究科 122人 (うち修士課程 122人)
			連合農学研究科 49人 (うち博士課程 49人)
			地域学部 700人 (うち教員養成に係る分野 140人)
			医学部 1,140人 (うち医師養成に係る分野 470人)
			工学部 1,800人 農学部 1,010人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)
			教育学研究科 84人 (うち修士課程 84人)
			医学系研究科 335人 (うち修士課程 82人 博士課程 253人)

	工学研究科 369人 (うち修士課程 306人 博士課程 63人) 農学研究科 122人 (うち修士課程 122人) 連合農学研究科 51人 (うち博士課程 51人)
平成 18 年度	地域学部 730人 (うち教員養成に係る分野 70人) 医学部 1,140人 (うち医師養成に係る分野 470人) 工学部 1,800人 農学部 1,010人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)
	教育学研究科 84人 (うち修士課程 84人) 医学系研究科 330人 (うち修士課程 82人 博士課程 248人) 工学研究科 369人 (うち修士課程 306人 博士課程 63人) 農学研究科 122人 (うち修士課程 122人) 連合農学研究科 51人 (うち博士課程 51人)
平成 19 年度	地域学部 760人 医学部 1,140人 (うち医師養成に係る分野 470人) 工学部 1,800人 農学部 1,010人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)
	地域学研究科 72人 (うち修士課程 72人)

	<p>医学系研究科 330人 (うち修士課程 82人 博士課程 248人)</p> <p>工学研究科 369人 (うち修士課程 306人 博士課程 63人)</p> <p>農学研究科 122人 (うち修士課程 122人)</p> <p>連合農学研究科 51人 (うち博士課程 51人)</p>
平成 20 年度	<p>地域学部 760人 医学部 1,140人 (うち医師養成に係る分野 470人)</p> <p>工学部 1,800人 農学部 1,010人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)</p>
	<p>地域研究科 60人 (うち修士課程 60人)</p> <p>医学系研究科 330人 (うち修士課程 82人 博士課程 248人)</p> <p>工学研究科 369人 (うち修士課程 306人 博士課程 63人)</p> <p>農学研究科 122人 (うち修士課程 122人)</p> <p>連合農学研究科 51人 (うち博士課程 51人)</p>
平成 21 年	<p>地域学部 760人 医学部 1,140人 (うち医師養成に係る分野 470人)</p> <p>工学部 1,800人 農学部 1,010人 (うち獣医師養成に係る分野 210人)</p>

度	地域学研究科	60人	(うち修士課程	60人)
	医学系研究科	330人	(うち修士課程	82人)
			博士課程	248人)
	工学研究科	369人	(うち修士課程	306人)
			博士課程	63人)
	農学研究科	122人	(うち修士課程	122人)
	連合農学研究科	51人	(うち博士課程	51人)

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	73,936
施設整備費補助金	346
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	2,173
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	98,584
授業料及入学金検定料収入	21,630
附属病院収入	76,329
財産処分収入	0
雑収入	625
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	6,036
長期借入金収入	323
計	181,398
支出	
業務費	157,342
教育研究経費	79,185
診療経費	64,581
一般管理費	13,576
施設整備費	669
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	6,036
長期借入金償還金	17,351
計	181,398

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 90,009百万円 を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては, 17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については, 鳥取大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが, 運営費交付金として措置される額については, 各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。

$L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。

- ②「学部・大学院教育研究費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。

$D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。 $(D(x))$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。

$D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。 $(D(x))$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

- ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。

$F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。

(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

- ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。

(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。

$D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。

$D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

- ⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。

$E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

- ⑩「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業費の総額。

$E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

- ⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業費の総額。

$E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

- ⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

- ⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

- ⑭「その他収入」：検定料収入，入学料収入（入学定員超過分），授業料収入（収容定員超過分），雑収入。平成16年度予算額を基準とし，中期計画期間中は同額。

Ⅲ〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

- ⑮「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし，中期計画期間中は同額。
⑯「債務償還経費」：債務償還経費として，当該事業年度において措置する経費。
⑰「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として，当該事業年度に措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

- ⑱「附属病院収入」：附属病院収入。
 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については，以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$
(2) $E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$
(3) $F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$
(4) $G(y) = G(y)$
(5) $H(y) = H(y)$

-
- $D(y)$ ： 学部・大学院教育研究経費(②，⑦)，附属学校教育研究経費(③，⑧)を対象。
 $E(y)$ ： 教育研究診療経費(⑨)，附置研究所経費(⑩)，附属施設等経費(⑪)を対象。
 $F(y)$ ： 教育等施設基盤経費(④)を対象。
 $G(y)$ ： 特別教育研究経費(⑫)を対象。
 $H(y)$ ： 入学料収入(⑤)，授業料収入(⑥)，その他収入(⑭)を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については，以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

- (1) $I(y) = I(y)$
(2) $J(y) = J(y-1) + K(y)$
[$K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)$]

〔その他〕 附属病院運営費交付金算定ルールは，診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

- I(y) : 一般診療経費(⑮), 債務償還経費(⑯), 附属病院特殊要因経費(⑰)を対象。
 J(y) : 附属病院収入(⑱)を対象。(J'(y)は, 平成16年度附属病院収入予算額。
 K(y)は, 「経営改善額」。)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については, 以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

- (1) $L(y) = L(y-1) \times \alpha$ (係数)
 (2) $M(y) = M(y)$

- L(y) : 一般管理費(①)を対象。
 M(y) : 特殊要因経費(⑬)を対象。

【 諸 係 数 】

- α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。
 β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 なお, 物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には, 一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
 γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
 λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降, 中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき, 一定の仮定の下に試算されたものであり, 各事業年度の運営費交付金については, 予算編成過程においてルールを適用して再計算され, 決定される。

なお, 運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については, 17年度以降は16年度と同額として試算しているが, 教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため, 具体的な額については, 各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金, 船舶建造費補助金, 国立大学財務・経営センター施設費交付金, 長期借入金収入は, 「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

- 注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。
- 注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、17年度以降は16年度見積額を基礎として試算した収入予定額を計上している。
- 注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。
- 注) 業務費、施設整備費については、17年度以降は16年度見積額を基礎として試算した支出予定額を計上している。
- 注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。
- 注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。
- 注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
費用の部	169,986
経常費用	169,978
業務費	158,888
教育研究経費	14,992
診療経費	40,294
受託研究費等	3,246
役員人件費	999
教員人件費	54,156
職員人件費	45,201
一般管理費	2,355
財務費用	4,723
雑損	0
減価償却費	4,012
臨時損失	8
収入の部	178,992
経常収益	178,984
運営費交付金	72,321
授業料収益	17,788
入学金収益	2,705
検定料収益	732
附属病院収益	76,329
受託研究等収益	3,246
寄付金収益	2,674
財務収益	0
雑益	625
資産見返運営費交付金等戻入	1,161
資産見返寄付金戻入	67
資産見返物品受贈額戻入	1,336
臨時利益	8
純利益	9,006
総利益	9,006

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
資金支出	182,531
業務活動による支出	161,243
投資活動による支出	2,804
財務活動による支出	17,351
次期中期目標期間への繰越金	1,133
資金収入	182,531
業務活動による収入	178,556
運営費交付金による収入	73,936
授業料及入学金検定料による収入	21,630
附属病院収入	76,329
受託研究等収入	3,246
寄付金収入	2,790
その他の収入	625
投資活動による収入	2,519
施設費による収入	2,519
その他の収入	0
財務活動による収入	323
前期中期目標期間よりの繰越金	1,133

[注] 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

[注] 前期中期目標期間よりの繰越金には、寄付に係る国からの承継額1,133百万円を含む。